

# 生徒心得

伝統ある泉陽生として品格ある行動、身だしなみを意識し、楽しく学校生活を送る。

## ○登下校について

- 1、8：15までに登校し、朝読をする。(8:20 教室点呼)
- 2、遅刻した場合は、授業担当者に報告し着席する。
- 3、授業終了まで外出は禁止とする。
- 4、下校時間は18：30（完全下校）とする。  
\*部活動顧問から活動届がある場合は19：00（完全下校）とする。
- 5、欠席・遅刻の場合は、必ず学校（学級担任等）に連絡すること。(8:00～8:20)

## ○自転車通学について

- 1、自転車通学が許可された場合、ステッカーを所定の場所に貼ること。
- 2、紛失・買い替えなどの場合は、必要に応じて再発行を受ける。

## ○身だしなみ

### 「制服」

- ・登下校する際は、平日・休業日に関わらず、制服を着用する。
- ・衣替え調整期間は、時期を指定する。

(冬期10月と夏期6月の前後数週間、男女とも夏服・冬服どちらも可)

**男子** カッターシャツは白のみ(ポロシャツ禁止)とする。

### 冬期

- ・標準学生服に泉陽ボタンを付ける。襟章は左襟。
- ・校内ではカッターシャツにカーディガン・ベストを着用することを許可している  
(白・黒・紺・茶およびそれらの中間色の無地・ラインや文字が入っているものは不可)

### 夏期

- ・カッターシャツに学生ズボン。

**女子** スカート丈は目途として、膝頭が隠れるようにする。(膝丈)

### 冬期

- ・所定のセーラー服に襟カバー(水色)とネクタイ(水色)を付け、胸章は左胸。

### 夏期

- ・所定の半袖または長袖ブラウスにスカート。
- ・半袖ブラウスの場合は、棒ネクタイを付ける。

## 「防寒具」

カーディガン・ベスト・・・防寒用として着用を許可している。(色は指定)

コート等・・・冬期の登下校時に制服の上から着用を許可している。(色は自由)

「頭髪」 染色・脱色は禁止とする。

「化粧」 華美・派手なものはすぐに落とすように指導する。

「装飾」 ピアス、ネックレス、指輪等の装飾品は禁止とする。

## ○携帯電話について

- 1、携帯電話の持ち込みは、禁止していない。
- 2、授業中の着信・使用は、一時預かり指導後返却する。

(指導は3年間継続し、繰返しやマナーを大きく逸脱するような行為については懲戒指導の対象とする)

## ○諸届・証明書

- 1、病気による欠席が連続7日以上に及ぶ場合は、医師の診断書を提出する。
- 2、感染症にかかった場合は直ちにその旨届け出る。
- 3、疾病その他の理由で休学する場合は、学級担任に相談の上学校長に願い出る。  
復学する場合も同じ。休学期間は3カ月以上で、その学年の終わりまでの間とする。
- 4、転入学する場合は、学級担任に相談の上学校長に願い出る。
- 5、住所、その他に異動があったときは速やかに学級担任を経て学校長に届け出る。
- 6、生徒証明書は毎年度初めに発行する。

## ○禁止事項

- 1、単車、自動車による登校は認めない。
- 2、アルバイトは原則禁止とする。
- 3、飲酒、喫煙等は懲戒処分とする。

## ○交通機関トラブルの場合

- 1、延着の場合は、駅で証明書の交付を受けること。
- 2、ストライキが発生する場合は、別途通知する。

## ○暴風警報発令の場合

- 1、7時現在、堺市地域に暴風警報が発令されている場合は、警報が解除されて2時間後に授業を開始する。(その際、第1限より授業の用意をしておくこと。)
- 2、警報の解除が10時以降の場合は当日休校とする。
- 3、状況に応じ、府教育委員会が報道機関を通じて指示する場合は、その指示に従うこと。
- 4、午前中授業の日や定期考査期間については、別途指示する。  
(ホームページをご覧ください。)